

大阪市地域防災計画

— 対策編 —

令和7年3月

大阪市防災会議

(オ) 鉄道施設、道路施設等の活用

各区は、鉄道施設や道路施設等の高架部について、地域の特性や実情に応じて緊急避難場所として確保できるよう、施設管理者と協議を進める。

なお、直轄国道の高架区間等については、危機管理室及び各区が連携して、施設管理者と協議を進める。

(カ) 新設建築物

危機管理室は対象区において新規開発を予定している建築主に対して協力を呼び掛ける。計画調整局はこれに協力する。

ウ 津波避難施設（津波避難ビル等）の周知

区役所は、日頃から市民等に当該施設が津波避難ビル等であることを、施設管理者の協力のもと図記号を利用した看板又はステッカー等により周知するよう努める。

エ 津波避難施設への物資の備蓄

区役所は危機管理室等と連携し、津波避難施設への備蓄物資の配備に努める。

オ 津波災害警戒区域に指定された場合の対応

今後、大阪府によって津波災害警戒区域が指定された場合は、当該区域内において、民間ビルを含めた津波避難ビル等の建築物を避難場所として確保する際には、津波浸水想定に定める水深に係る水位に、建築物等への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認める値を加えて定める水位（基準水位）以上の場所に避難場所が配置され安全な構造である建築物について、管理協定の締結や指定をすることにより、いざという時に確実に避難できるような体制の構築に努める。

9-2 避難所

避難所とは、災害により住宅に留まる事が出来ない、又は居住の場所を確保することが困難な市民等が、一時的に避難生活を行う場所であり、「災害時避難所」、「福祉避難所・緊急入所施設」として整備を図る。

整備にあたっては、避難者の発生規模と避難所等による受入れ人数等について、あらかじめ評価するとともに、それらが不足した場合、大阪府と連携し、公的施設や民間施設の避難所としての利用拡大、自宅での生活が可能な者に対する在宅避難への誘導等を行い、受入れの確保を図る。

さらに、令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。

加えて、災害時避難所は、在宅避難や車中泊避難など、避難所以外で避難生活を行う避難者の支援のための拠点となることから、必要な物資の備蓄のほか、支援方策を検討するよう努めるものとする。

(1) 避難所の指定

ア 指定

市長は基本法第49条の7に基づき、適切な避難所を「指定避難所」として指定する。

イ 指定する施設

次の事項に該当する施設を指定するよう努める。

(ア) 避難者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに避難者を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設

(イ) 地域的な特性や過去の教訓を踏まえると、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にある施設

なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される避難所は、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定するよう努める。

また、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するとともに、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

なお、避難の指示等を行わない災害においても、自宅での待機に不安をもつ市民からの要望がある場合に、自主避難への対応として、一時的に避難所を開設する場合がある。

(2) 災害時避難所

区長は、災害により住居等を滅失したため、継続して救助を要する市民等に対し、宿泊、給食等の生活機能を提供する場である災害時避難所を確保する。

災害時避難所の施設については、各施設管理者が耐震性の確保及び防災機能の充実を図る。災害時避難所の要件は、下記のとおりとし、確保にあたっては、区長は関係機関と密接な連携を図り、あらかじめ所有者、管理者、占有者又は関係者の承諾を得る。

ア 災害時避難所の要件

(ア) 地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に配慮した施設で、原則として2㎡につき1人を基準として50人以上受入できる建物とする。ただし、地域の実状に応じて、受入可能人数が50人未満の施設も可能とする。

(イ) 学校を災害時避難所とする場合は、下記の有効率から有効面積を算出し、有効面積1.6㎡につき1人として受入可能人数を算出するものとする。

- ・普通教室 有効率 70%
- ・廊下 有効率 50%
- ・屋内運動場 有効率 80%

(ウ) 感染症まん延下における避難所の有効面積については、感染拡大防止に必要な距離等を勘案して設定する。

(エ) 確保にあたっては公共施設のほか、民間施設の活用も検討する。

イ 災害時避難所の整備方針

(ア) 安全性の確保

教育委員会事務局は、災害時避難所の大多数を占める大阪市立小・中学校、義務教育学校の校舎や体育館等について、地震時の外壁材の落下等による事故を防ぐため、計画的に外壁改修を行う等点検に基づく維持管理に努める。

(イ) 防災機能の充実

教育委員会事務局は、大阪市立小・中学校、義務教育学校の校舎の建替えにあたっては、防災機能の向上に配慮したものとするよう努めるとともに、「大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱」に基づき、福祉的な整備を推進する。

また、危機管理室は防災資機材及び備蓄物資の配備を推進する。

(ウ) 環境整備

避難所指定されている施設を所有する部局は、避難生活の環境を良好に保つために、貯水槽、給水タンク、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器等のほか、空調、換気、照明、洋式トイレ等、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。また、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ、電話等の機器の整備を図り、併せて、通信設備の整備等を進めるとともに、必要に応じ災害時避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。

さらに、災害時避難所における良好な生活環境を確保するため、男女及び多様な性等の視点を考慮のうえ、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努める。

また、教育委員会事務局は大阪市立小・中学校、義務教育学校の施設について、必要に応じて環境整備に協力する。

ウ 地域における民間施設の災害時避難所の確保

区役所は、地域住民が主体となって民間施設を確保することに支援や協力を行うなど、地域特性を考慮した災害時の新たな指定避難所の確保に努める。

また、施設提供の依頼を受けた施設の所有者、管理者、占有者又は関係者は、施設の提供に協力するよう努める。

エ 福祉避難室

区役所は、災害時避難所の一部の部屋を、各地域で行われる避難所開設訓練等を通じ、福祉避難室として確保する。

(3) 福祉避難所・緊急入所施設

区長は、高齢者や障がい者など、災害時に避難所生活において特別な配慮を必要とする市民等に対し、宿泊、給食等の生活機能を提供する場である福祉避難所等の指定について、社会福祉法人等が運営する要援護者施設等を福祉避難所等として使用することについて

の調整・協力を要請する。

福祉避難所の指定にあたり、区長は、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保される施設を指定するものとし、特に要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。

危機管理室及び区役所は、福祉避難所等の役割について市民等に周知するとともに、区役所は福祉避難所となる施設を運営する社会福祉施設等に対して、地域の自主防災組織への積極的な参画を促す。

また、区役所は福祉避難所の開設や避難行動要支援者の移送等を円滑に行えるように福祉避難所開設訓練の支援や移送訓練等を実施する。

区長並びに施設管理者は、日常生活用具等、備品の整備に努めるとともに、危機管理室及び関係する所属は、災害時に不足する備品を確保し円滑に施設に供給できるよう、平常時に関係先と協定を締結する。

(4) 民間宿泊施設等の活用

危機管理室は、避難所での生活が困難な方の避難先として民間宿泊施設等を活用できるよう施設運営事業者等との協定締結を進める。

なお、避難所での生活が困難な方の民間宿泊施設等への避難については、災害時に適切な避難が行えるよう、危機管理室、福祉局、健康局、こども青少年局などの関係所属で検討及び整理を行い、あらかじめ「避難所開設・運営ガイドライン」等に定める。

(5) 車中泊避難用スペースの確保

危機管理室は、車中泊により避難生活を行う避難者が発生する場合に備えて、避難所に近く車中泊避難が可能な公園等のスペースのリストを作成する。

9-3 避難場所・避難所の管理

(1) 区長は災害時において、区内の広域避難場所、避難所の管理者となる。なお、複数区が関わる広域避難場所については、あらかじめ関連する区長が協議して、災害時に代表の管理者となる代表の区長を定めておく。

(2) 区長は、あらかじめ、公園など、広域避難場所ごとに施設管理者と協議し、災害時に避難状況が把握できるよう施設管理者との連絡体制を構築する。

9-4 避難所の開設・運営

(1) 避難所の開設・運営

ア 区長は、災害時に区内に設置する避難所の管理にあたらせるため、あらかじめ職員の中から避難所主任及び係員を任命する。

イ 災害時に地域住民や自主防災組織等による円滑な避難所開設・運営を実施するため、自主防災組織を中心とした避難所開設、運営に関する訓練を行う。

(2) 避難所開設・運営にあたっての留意事項

避難所の開設・運営にあたっては、次の事項に留意する。なお、詳細について、「避難所開設・運営ガイドライン」を踏まえ、地域における訓練等によりあらかじめ検討を行う。

ア 要配慮者への配慮

イ 多言語支援が必要な避難者に対して、災害時通訳・翻訳ボランティアを活用するなど、生活習慣、文化等の違いに配慮した運営に努める。

ウ 家庭動物と同行避難した避難者を適切に受け入れられるよう、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努め、家庭動物のためのスペース確保及び動物飼養者の周辺への配慮を徹底するとともに、獣医師会や動物取扱事業者等の民間団体から必要な支援が受けられるよう、区役所、健康局及び危機管理室は所要の協定を締結